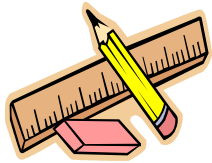


平成 27 年度小・中学校教育振興事業（就学援助予算）



「就学援助」とは

公立の小・中学校に就学させるにあたって、経済的な理由により就学困難なご家庭にお子さんが学校で安心して勉強できるよう、給食費や学用品費などの費用の一部を援助する制度です。

法的根拠
 学校教育法 第 19 条
 経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。



予算要求ポイント1

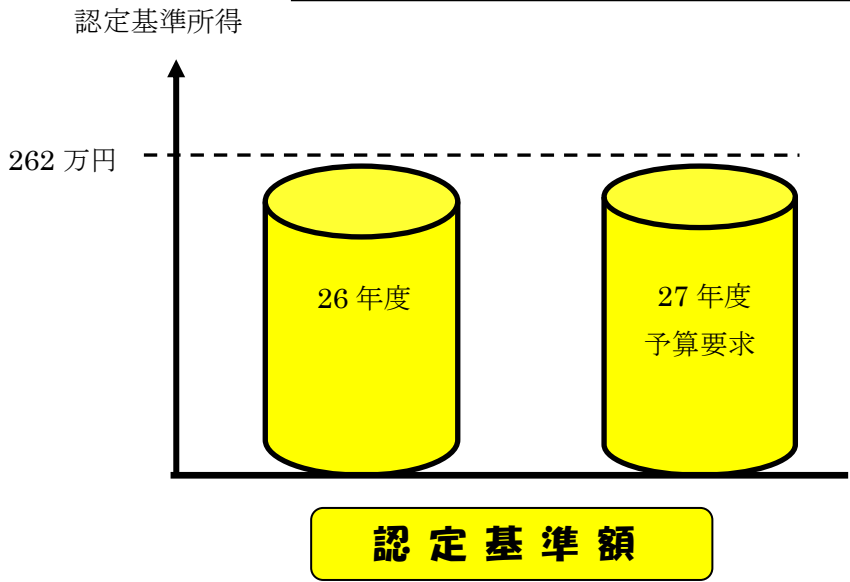
経済的困難な世帯を支援するため

就学援助の認定基準額については、生活扶助基準額見直しの影響がないよう、現状の認定基準額の維持に努める。

予算要求ポイント2

支給額を増やして支援するために

現在、国の基準額より低い支給単価となっている学用品費及び入学用品費等を他の政令市と同様、国の基準額に戻すことにより、保護者負担の軽減を図る。



小学生

【支給額】

	(現行)	(平成 27 年度予算要求額)
学用品費	10,440 円	⇒15,200 円 (国基準)
入学用品費	18,240 円	⇒20,470 円 (国基準)

※給食費、修学旅行費は実費支給です。



中学生

【支給額】

	(現行)	(平成 27 年度予算要求額)
学用品費	18,000 円	⇒26,790 円 (国基準)
入学用品費	21,330 円	⇒23,550 円 (国基準)

※修学旅行費は実費支給です。

※4人世帯（35歳、30歳、9歳、4歳）で試算しています。
 ※平成 26 年度政令市の平均は 303 万円です。

◎市から国に対し、就学援助への財政措置要望は引き続き行っていきます。